

八幡浜地区施設事務組合職員の育児休業等に関する規則

〔 令和 5 年 3 月 2 4 日 〕
規 則 第 6 号

改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）に基づく職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の育児休業等については、八幡浜市職員の育児休業等に関する規則（平成 1 7 年八幡浜市規則第 2 5 号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。